

系のもとで進められてきたため、種々の面で、児・者を通じた一貫性を欠いている点が指摘されている。また、精神薄弱者の各種福祉施設の現状をみると、年々急速に整備拡充が図られてはいるがその収容能力が未だ施設入所を必要とする者に比して非常に不足しているばかりでなく、従来社会復帰を図るための指導訓練に主眼を置いて運営が行なわれているため、重度の精神薄弱者その他特別の介護指導を要する者の受入れ体制が不十分な状態にある。さらに、精神薄弱者の社会復帰促進のための施策あるいは在宅精神薄弱者のための施設については、財政的裏付けも不十分な状況にあり、非常に立遅れているように見受けられる。以上のような現状にかんがみ、精神薄弱者福祉対策の一層の推進を図るため、当面次の事項について早急にその実現を図ることが必要である。

なお、精神薄弱者福祉行政を進めるに当っては、関連する分野も非常に多岐にわたっているため、関係部局、省庁間の連絡調整を一層強化し、総合的な精神薄弱者福祉対策の樹立、推進に努めるべきである。

1 精神薄弱者対策の一元化について

精神薄弱者については、その特殊性から、児童から成人に至るまでの一貫した保護指導を行なうことが重要である。しかし、従来精神薄弱者の処遇にあたっては、その方法内容等は対象者が児童である場合と成人である場合とでは異にすべきであるという理由から、児童については児童福祉法、成人については精神薄弱者福祉法と異なつた法体系のもとで、それぞれ別個に施策が進められてきたため、相談判定機関、措置機関あるいは福祉施設が、児童と成人とでは異なり、特に成人施設の整備の立遅れもあって、その処遇に一貫性が欠けるばかりでなく、種々の面で不都合な点があらわれている。このような現状から、精神薄弱者福祉対策の一元化（いわゆる児・者一元化）が、かねてより強く要請されているところであるが、これは単に制度の形式的な統合、あるいは対象者の処遇の画一化を図ることによって達成されるものではなく、児童福祉行政さらには社会福祉行政全般との関連をも十分考慮したうえで慎重にその方策が決定されなければならないと考えられる。

このため、当審議会においては、今後も引き続き法体系一本化の問題、措置費支弁方式一元化の問題、あるいは費用徴収方式一元化の問題等児・者一元化に関する諸問題について検討を加えていくこととするが、とりあえず、施設における処遇内容の向上を図るため、措置費構成内容のうち、児童と成人とで内容を異にす

4.7. 中央児童福祉審議会

児童福祉に関する当面の推進策について (45.1.12.)

〔原資料のうち、ここには精神薄弱者（児）の項だけを収録した。原資料の目次および精神薄弱者（児）以外の項の本誌における掲載箇所については、次に掲げるとおりである。〕

- 1 精神薄弱者対策について
- 2 肢体不自由児対策について〔 4.10. 〕
- 3 重症心身障害児（者）対策について〔 4.10. 〕
- 4 保母の養成確保対策について〔 4.14. 〕

第1 精神薄弱者対策について

わが国における精神薄弱者福祉対策は、児童に対するものと成人に対するものがそれぞれ別個に異なつた法体

ることに合理的理由の薄い医療費等については、早急に一元化を図り、内容を充実させる必要がある。さらに当面においては、児童と成人との相談判定機関および措置機関が相互に連絡協調の関係を一層深め、精神薄弱者の基本的な児・者一元化の素地づくりに努めるべきである。

2 施設体系の整備等について

(1) 重度対策の強化

近年、精神薄弱者の福祉施設には、特別の介護・指導等を必要とする重度の精神薄弱者の入所が増加しており、この傾向は今後ますます顕著になっていくものと考えられるので、これら重度者に対する保護指導の体制を強化していくことが急務となっている。このため、まず早急に重度棟の整備拡充に努めるとともに、措置費についても重度加算等の措置を充実していく必要がある。

また、重度精神薄弱者対策としては、社会復帰になじみ得る者に対する施策と、これが困難な者に対する施策が必要であり、これに応じた施設機能も当然分化させていく必要があるであろう。現在の施設は、重度棟をも含めて、理念的には精神薄弱者に対して社会復帰に必要な指導訓練等を行なうことを主たる目的としているため、社会復帰の可能性の極めてとぼしい重度の精神薄弱者を、長期間にわたって保護指導するための機能は、必ずしも具備されているとはいえない。しかしながら、現実には、重度棟は極めて重度のものが入所しており、これらの者は重度棟の中で沈黙していく場合が多いので、重度棟の不足とともに重度棟の本来の機能が十分発揮できない状況にある。

(2) 重度精神薄弱者のための施設の整備

近年、国立心身障害者コロニーの建設に呼応して、地方公共団体においても、いわゆる地方コロニーの建設がなされており、また民間施設においても、コロニー的なものとして、ある程度の規模設備をそなえているものが整備されているが、これらの施設を、社会復帰の困難な重度の精神薄弱者を、長期間にわたり収容する施設としての機能を果たするように育成していく必要がある。

精神薄弱者福祉施設は、その入所対象者の年齢障害の程度、併合障害の有無、社会生活参加の可能性などに応じて、適切な処遇が行なえるように機能を分化していくとともに、各種の機能をもった施設を組織化し、あるいは総合化して行く必要があり、当

審議会としても、なお今後慎重に審議を行なっていくこととするが、とりあえずこのような施設について次の事項に留意のうえ、その整備の基準を早急に明確化するとともに、これに該当するものについては、整備費の補助等適切な予算的配慮を行なう必要がある。

ア 社会復帰が極めて困難な重度の精神薄弱者を、長期間にわたり収容保護することを目的とした重度施設と、現行の精神薄弱者更生施設、精神薄弱者施設等を構成単位とし、これらが総合的かつ有機的に結びつけられた精神薄弱者総合福祉施設（仮称）として位置づけられるものであること。

イ 収容定員は、300人～1,000人程度とすること。

ウ 病院を必要とすること。ただし、小規模の施設においては、有床の診療所をもって、これに代えることができることとすること。

エ 収容者の評価判定を行なう評価部門を設けることが望ましいこと。

オ 原則として、精神薄弱者の保護指導に従事する職員の養成訓練を行なう施設を設けること。

カ 精神薄弱者に関する研究を行なう施設および職員等のための福利厚生施設を付置することが望ましいこと。

キ 地域における他の施設と有機的な連携関係が維持されるよう運営すること。

(3) 精神薄弱者通勤寮の新設

精神薄弱者の社会復帰を促進し、社会的自立に資するため、現在の精神薄弱者の福祉施設と社会復帰との中間的施設として、新たに精神薄弱者通勤寮を制度化し、その整備、運営のため所要の措置を講ずる必要がある。従来施設において指導訓練を受け十分な作業能力を取得した精神薄弱者のうちには、一般社会において就職した後、職場内外の人間関係の処理の困難性、職場外の社会生活への適応能力の欠除等の理由により、社会自立に失敗する例が多く見られるが、このような精神薄弱者についても、就職後一定期間、職場内外の社会生活についての指導、助言を行なうことにより、職場への定着性を高めることが可能となろう。精神薄弱者通勤寮は、このような機能を果たす施設として考えられるものであり、その整備にあたっては、次の点に留意する必要がある。

ア 入所対象者は、15歳以上の精神薄弱者であつて、現に雇用されまたは雇用されることが確実に

認められる者のうち、その昔の社会適応能力、日常生活状態等からみて、完全に独立自活することは困難で、職場内外の生活指導等対人関係についての指導助言等を常時行なうことが必要であると認められるものとする。

イ 施設の規模は、おおむね20名程度が利用できるものとする。

ウ 職員は、少なくとも指導員2名、嘱託医1名、雇用人1名以上とすること。

3 施設における処遇内容の改善について

精神薄弱者の福祉施設は、家庭において十分な保護指導を受けられない精神薄弱者を入所させ、その年齢、障害の程度等にあわせて、適切な処遇を行なえるよう、十分な人的物的設備機能を備えていなければならないことはいままでのままではない。しかしながら、現在の各種施設をみると、必ずしもその設備機能が十分な状態にあるとはいいがたく、とくに、近年入所者の増加している重度の精神薄弱者あるいは6歳未満の年少精神薄弱児を受け入れる体制が具備されていないように見受けられる。

このような現状に対処するため、当面早急に講ずべき具体的施策としては、まず精神薄弱児通園施設における幼児処遇の充実を図るため、幼児担当保母を新設するとともに、精神薄弱児および精神薄弱者更生施設における重度精神薄弱者の処遇の強化を図るため、重度加算の対象枠と単価の引上げ、重度棟における保健婦の新設等の措置を講じる必要がある。また、これらの施設に勤務する職員の業務の困難性にかんがみ、給与の調整額の増額、厚生経費の新設等職員の待遇を改善するための措置について積極的にその実現に努力すべきである。

なお、精神薄弱者に対する保護指導の内容は、社会情勢の変化等に伴い、高度の専門性を要求されてきており、これに応じて、職員にも高度の専門的知識、技術が要求されているので、職員の確保とその資質の向上は、今後ますます重要な問題となると考えられる。このため職員の養成、訓練の強化と職種資格、待遇等の身分制度の確立を図ることを検討するとともに、さらに職員の勤務体制をも含めた施設の全般的な運営方法等について、積極的改善方を早急に検討実施する必要がある。

4 在宅精神薄弱者対策の充実について

在宅の精神薄弱者に対しては、現在児童相談所、精神薄弱者更生相談所、福祉事務所あるいは精神薄弱者

相談員による相談指導の措置が講じられているほか、重度の精神薄弱者に対する特別児童扶養手当又は障害福祉年金の支給、税金の控除等の制度があるが、その現状は必ずしも十分なものとはいいがたく、今後とも、これら施策の一層の充実強化が必要であろう。

特に児童相談所、精神薄弱者更生相談所等の公的機関は、精神薄弱者福祉対策を実施していくうえで基本となるものであるから、その人的、物的設備機能を今後一層充実強化していくため、特段の配慮が必要である。

また、在宅精神薄弱者の福祉を図るためには、地域社会の理解、協力が不可欠の要素であるので、精神薄弱者相談員制度の一層の充実強化を図るとともに、民間ボランティア等の自主的組織的な啓発活動を育成し、地域における福祉活動を推進していく必要がある。さらに、常時介護を必要とする重度の精神薄弱者を持つ家庭においては、その介護指導の困難性から、家事等に著しい支障をきたしているものもあり、また精神薄弱者自体十分な介護指導を受けられない現状であるので、日常生活の援助、指導等を行なう家庭奉仕員の派遣制度を早急に実現すべきである。なお、精神薄弱者の実態を適確に把握し、その援護の適正化を図るとともに、各精神薄弱者およびその家族が公的機関等において、各種の援護措置を受ける際の利便に資する等のため、精神薄弱者についても、身体障害者の場合と同様に、手帳交付制度を実施する必要があると考えられるので、この制度の実施について、今後の課題として検討すべきである。

5 社会復帰促進策の強化について

精神薄弱者の多くは、指導訓練によって、作業能力も日常生活能力も向上し、社会復帰が可能になると考えられる。しかしながら、現状では施設等における指導訓練の不徹底、あるいは一般社会の受け入れ体制の未整備等のため、施設や家庭に停留してしまうものが非常に多い状況にある。

このような現状にかんがみ、今後精神薄弱者の社会復帰促進のため、まず現在の職親委託の制度を抜本的に改革し、その充実強化を図るとともに、施設入所中の精神薄弱者に対しては、職場実習を実施し、精神薄弱者の職場適応能力の向上に努め、あわせて精神薄弱者に対する今後の職業指導のあり方等について、積極的な調査研究を行なっていく必要があると考える。

また、福祉事務所等の関係においては、職親開拓あるいは職場開拓を含めた幅広い精神薄弱者に関する啓

蒙活動を実施し，一般社会の精神薄弱者に対する理解を深めることにより，精神薄弱者の社会復帰の円滑化に努める必要がある。